

山形県総合社会福祉基金

(紅花ふれあい基金)

の助成金をご活用ください。
県民の方々(各種団体等)の
福祉活動に助成します。

紅花ふれあい基金は、県民福祉
の増進に寄与することを目的とし
た基金です。

4年度助成

申込期間:令和4年4月21日(木)~5月20日(金)

助
成
区
分
(
5
種
類
)

区分1 「地域福祉・在宅福祉事業」

高齢者の生きがい対策や子どもたち各種交流事業など、
「地域福祉の向上を目的とした事業」への助成

区分2 「施設福祉事業」

施設設備の修繕や利用者処遇に係る備品購入費等への助成

区分3 「福祉施設・団体従事者研修事業」

職員のスキルアップのための職場内研修会の開催や、
県外の研修会へ派遣する経費等への助成

区分4 「福祉に関する調査研究事業」

調査・研究活動を行う際の経費への助成

区分5 「ボランティア活動奨励事業」

ボランティア団体の立ち上げ経費やPR活動等への助成

※紅花ふれあい基金は、当該年度内に臨時的に必要な経費への助成となります。
経常的に必要な運営費・活動費用への助成は行いませんのでご注意ください。

山形県総合社会福祉基金(紅花ふれあい基金)事務局)

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番31号 社会福祉法人山形県社会福祉協議会内

公益財団法人 山形県総合社会福祉基金 (通称:紅花ふれあい基金)

TEL023-664-0700 FAX023-622-5866

メールアドレス benibanakikin@keh.biglobe.ne.jp

ホームページアドレス(URL) <http://fc00071120170110.web3.blks.jp>



助成対象

助成の対象者は、主に3つとなります。

- ① 社会福祉法人
- ② 社会福祉の向上を図るために設立された公益法人
- ③ 社会福祉の活動を行っている営利を目的としない団体や個人

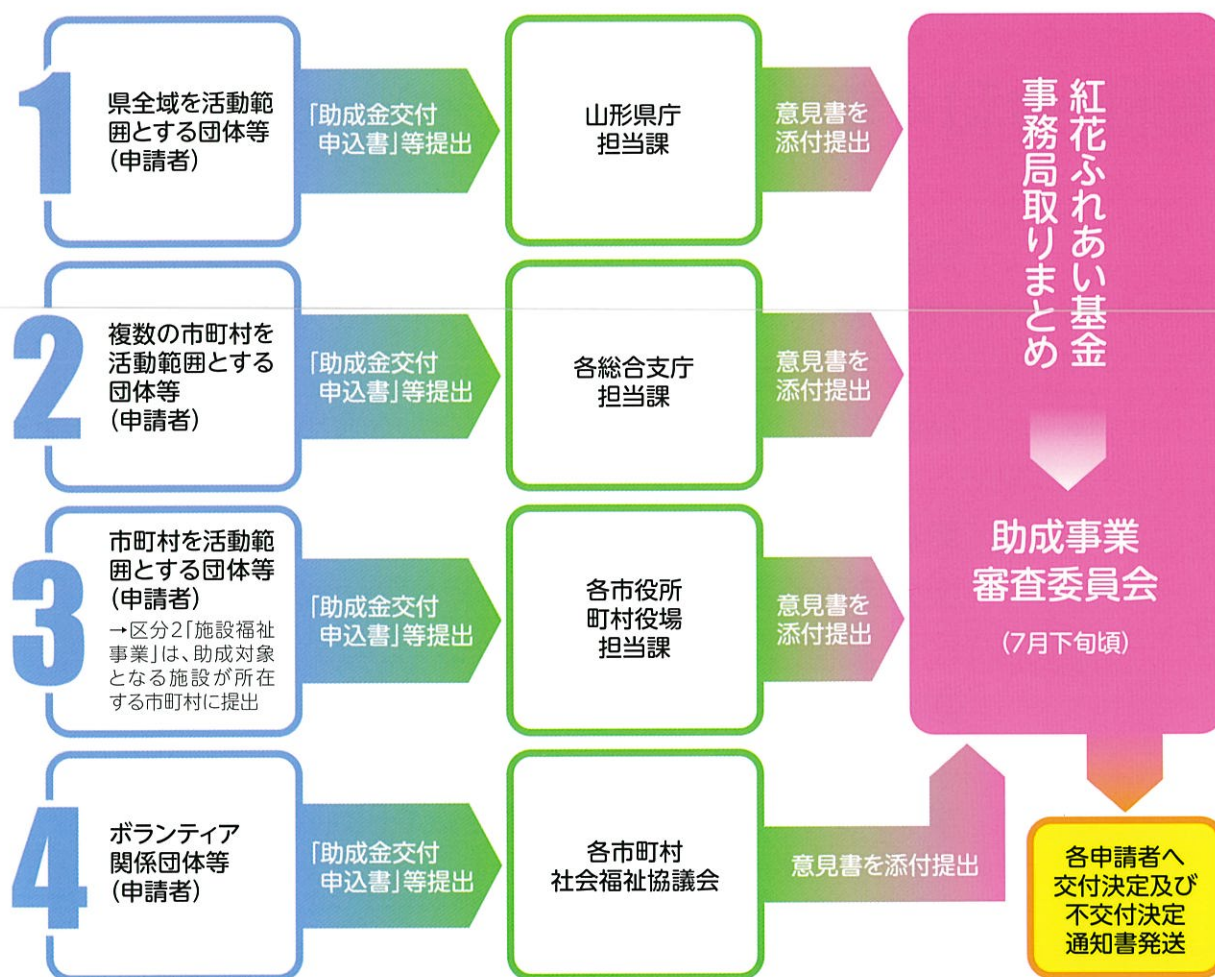
※ NPO法人・ボランティア団体は助成の対象となります。

※ 営利を目的とする団体(民間会社等)は福祉事業者でも助成対象外です。

助成金交付申込書の提出先・決定までの流れ

助成金交付申込書等の申込書類は、本基金へ直接ご提出いただくのではなく、県庁や各総合支庁の担当課、市役所・役場の担当課に提出していただくことになります。助成金の申込については、行政庁等の意見書添付を必要としますので、以下の1から4の区分に応じたそれぞれの機関にご提出ください。

※本基金に直接ご提出いただくものではありません。



※「助成金交付申込書」等の各種申請様式は本基金のホームページよりダウンロードしてお使いください。

<http://fc00071120170110.web3.blks.jp/>

※「助成金交付申込書」以外の必要申込書類は、助成金の区分ごとに異なりますので、詳細はパンフレットまたはホームページをご確認ください。

※助成金の決定時期は8月上旬頃になります。原則、助成対象事業は8月の助成決定後に開始していただくことになります。